

2017年07月12日

# 意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 河原 昭文

本件訴訟の弁論更新にあたり、弁護団の一員として、一言、意見をのべさせていただきます。

本件訴訟は第1次原告402名、第2次原告158名で、既に2回の口頭弁論が開かれています。

全国でも20を超える都道府県で同様の訴訟が提起され、原告は6,000名をはるかに超え、今後も多くの県で提訴が予定されています。

新安保法制が立憲主義、民主主義、恒久平和主義に反し、憲法に違反することは明らかです。

しかし、安倍政権の下、共謀罪の制定をはじめとして「戦争ができる国」の体制作りが着々と進められ、さらに憲法9条の1,2項はそのままで、新たに3項を設けて自衛隊の存在を明記するという安倍首相のとんでもない発言がとび出し、与党はそれをもとに憲法改正案を作成するといっています。

正に危機的状況ですが、その中であって、本件訴訟の意義はますます高まっています。

憲法を守り、立憲主義、民主主義、恒久平和主義を守って、戦争をしない、平和な日本を次世代に引継いでいくために、どうしても本件訴訟に勝って、安倍独裁政権に鉄槌を下さなければなりません。

裁判官の皆さん。憲法99条は「裁判官はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定めています。憲法を尊重し擁護しようとするならば、原告勝訴の判決しかありません。速やかに原告勝訴の判決をしていただくよう強く要望します。